

浦安市社会福祉法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「政令」という。）及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会福祉法人設立認可申請書)

第2条 施行規則第2条第1項に規定する申請書は、社会福祉法人設立認可申請書（別記第1号様式）によるものとする。

(社会福祉法人設立認可可否決定通知書)

第3条 市長は、法第32条の規定により認可の可否を決定したときは、社会福祉法人設立認可可否決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(社会福祉法人定款変更認可申請書)

第4条 施行規則第3条第1項に規定する申請書は、社会福祉法人定款変更認可申請書（別記第3号様式）によるものとする。

(社会福祉法人定款変更認可可否決定通知書)

第5条 市長は、法第45条の36第3項において準用する法第32条の規定により認可の可否を決定したときは、社会福祉法人定款変更認可可否決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(社会福祉法人定款変更届出書)

第6条 施行規則第4条第2項において読み替えて準用する施行規則第3条第1項に規定する届出書は、社会福祉法人定款変更届出書（別記第5号様式）によるものとする。

(社会福祉法人解散認可（認定）申請書)

第7条 施行規則第5条第1項に規定する申請書は、社会福祉法人解散認可（認定）申請書（別記第6号様式）によるものとする。

(社会福祉法人解散認可(認定)可否決定通知書)

第8条 市長は、法第46条第2項の規定により認可又は認定の可否を決定したときは、社会福祉法人解散認可(認定)可否決定通知書(別記第7号様式)により通知するものとする。

(社会福祉法人解散届出書)

第9条 法第46条第3項の規定による届出は、社会福祉法人解散届出書(別記第8号様式)により行うものとする。

(社会福祉法人合併認可申請書)

第10条 施行規則第6条第1項に規定する申請書は、社会福祉法人合併認可申請書(吸収合併用)(別記第9号様式)又は社会福祉法人合併認可申請書(新設合併用)(別記第10号様式)によるものとする。

(社会福祉法人合併認可可否決定通知書)

第11条 市長は、法第50条第4項又は法第54条の6第3項において準用する法第32条の規定により認可の可否を決定したときは、社会福祉法人合併認可可否決定通知書(別記第11号様式)により通知するものとする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、法、政令又は施行規則の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 2 条）

社会福祉法人設立認可申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

設立者又は設立代表者

申請者 住 所

氏 名

社会福祉法人の設立に係る定款の認可を受けたいので、社会福祉法第31条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

社会福祉法人設立の趣意			
主たる事務所の所在地			
法人の名称			
事業の種類	社会福祉事業	第一種	
		第二種	
	公益事業		
	収益事業		

資産	内 訳									
	純資産 ⑤－⑥	社会福祉事業用財産		③公益事業用財産	④収益事業用財産	⑤財産計 ①＋②＋ ③＋④	⑥負債			
		①基本財産	②その他財産							
円	円	円	円	円	円	円				
役員等となるべき者	理事 監事 評議員の別 (注1)	氏名	親族等の特殊関係者の有無	役員の資格等（該当に○）					他の社会福祉法人の理事長への就任状況	
				事業経営識見	地域福祉関係	管理者	事業識見	財務管理識見	有無	法人名

注

- 1 理事のうち、理事長予定者については、○を付けること。
- 2 社会福祉法施行規則第2条第2項各号に掲げる書類を添付すること。

第2号様式（第3条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



社会福祉法人設立認可可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった社会福祉法人 の
設立に係る定款について、下記のとおり通知します。

記

- 1 認可します。
- 2 認可しません。

理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第4条）

社会福祉法人定款変更認可申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

主たる事務所の所在地

申請者 法人の名称

理事長の氏名

定款の変更の認可を受けたいので、社会福祉法第45条の36第2項の規定により、次のとおり申請します。

定 款 の 変 更 の 内 容 及 び 理 由	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	

注 社会福祉法施行規則第3条第1項各号に掲げる書類を添付するとともに、当該定款変更の内容に応じ、同条第2項又は第3項に規定する書類を添付すること。

第4号様式（第5条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



社会福祉法人定款変更認可可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった社会福祉法人 の
定款の変更について、下記のとおり通知します。

記

- 1 認可します。
- 2 認可しません。

理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第6条）

社会福祉法人定款変更届出書

年 月 日

（宛先）浦安市長

主たる事務所の所在地

届出者 法人の名称

理事長の氏名

定款の変更をしたので、社会福祉法第45条の36第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

定 款 の 変 更 の 内 容 及 び 理 由	内 容		理 由	
	変更前の条文	変更後の条文	変 更 年 月 日	変 更 理 由

第6号様式（第7条）

社会福祉法人解散認可（認定）申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

主たる事務所の所在地

申請者 法人の名称
理事長の氏名

社会福祉法人の解散の認可（認定）を受けたいので、社会福祉法第46条第2項の規定により、次のとおり申請します。

解散の理由							
資 産	純資産 ⑤－⑥	内 訳					
		社会福祉事業 用 財 産		③ 公益事業 用 財 産	④ 収益事業 用 財 産	⑤ 財産計 ①＋② ＋③＋④	⑥ 負債
		① 基本財産	② その他財産				
	円	円	円	円	円	円	円
残余財産 処分方法							

注 この申請書には、社会福祉法施行規則第5条第1項第1号から第3号までに掲げる書類を添付すること。

第7号様式（第8条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



社会福祉法人解散認可（認定）可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった社会福祉法人 の
解散について、下記のとおり通知します。

記

- 1 認可（認定）します。
- 2 認可（認定）しません。

理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 8 号様式（第 9 条）

社会福祉法人解散届出書

年 月 日

（宛先）浦安市長

届出者 住 所
氏 名
（清算人）

社会福祉法人を解散したので、社会福祉法第46条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

解散した法人の 名 称	
解散した法人の 主たる事務所の 所在地	
解散した法人の 理事長の氏名	
解 散 年 月 日	
解 散 した 理 由	

第9号様式（第10条）

社会福祉法人合併認可申請書（吸収合併用）

年 月 日

（宛先）浦安市長

主たる事務所の所在地

申請者 法人の名称
理事長の氏名

主たる事務所の所在地

申請者 法人の名称
理事長の氏名

社会福祉法人の合併の認可を受けたいので、社会福祉法第50条第3項の規定により、次のとおり申請します。

合併の理由				
合併により消滅する法人の名称				
合併後 存続する 法人	主たる事務所の所在地			
	法人の名称			
	事業の 種類	社会福祉事業	第一種	
			第二種	
		公益事業		
	収益事業			

資 産	内 訳											
	純資産 ⑤－⑥		社会福祉事業用財産		③公益事 業用財産	④収益事業 用財産	⑤財産計 ①＋②＋ ③＋④		⑥負債			
	①基本財産	②その他財産										
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
合 併 後 存 続 す る 法 人	理 事 監 事 評 議 員 の 別 (注1)	氏名	親族等 の特殊 関係者 の有無	役員の資格等（該当に○）					他の社会福祉 法人の理事長 への就任状況			
				事業 経営 識見	地域 福祉 関係	管理 者	事業 識見	財務 管理 識見	有 無	法人名		
役 員 等	引き続き役員等となる者											
	新たに役員等となる者											

注

- 1 理事のうち、理事長については、○を付けること。
- 2 この申請書には、社会福祉法施行規則第6条第1項第1号から第4号までに掲げる書類を添付すること。

第 1 0 号様式（第10条）

社会福祉法人合併認可申請書（新設合併用）

年 月 日

（宛先） 浦安市長

申請者 主たる事務所の所在地
 法人の名称
 理事長の氏名
 設立事務共同執行者
 住 所
 氏 名

申請者 主たる事務所の所在地
 法人の名称
 理事長の氏名
 設立事務共同執行者
 住 所
 氏 名

社会福祉法人の合併の認可を受けたいので、社会福祉法第54条の6第2項の規定により、次のとおり申請します。

合 併 の 理 由			
合併により設立する法人種類	主たる事務所の所在地		
	法 人 の 名 称		
	社 会 福 祉 事 業	第 一 種	
		第 二 種	
	公 益 事 業		
収 益 事 業			

資産	純資産 ⑤－⑥	内 訳							⑥負債				
		社会福祉事業用財産		③公益事業用財産	④収益事業用財産	⑤財産計		①＋②＋③＋④					
		①基本財産	②その他財産										
円	円	円	円	円	円	円	円						
合併により設立する法人	役員等となるべき者	理事 監事 評議員の別 (注1)	氏名	親族等の特殊関係者の有無	役員の資格等（該当に○）					他の社会福祉法人の理事長への就任状況			
					事業 経営 識見	地域 福祉 関係	管理 者	事業 識見	財務 管理 識見	有 無	法人名		

注

- 1 理事のうち、理事長については、○を付けること。
- 2 この申請書には、社会福祉法施行規則第6条第1項第1号から第4号までに掲げる書類を添付すること。

第 1 1 号様式（第11条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



社会福祉法人合併認可可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった社会福祉法人の合併について、
下記のとおり通知します。

記

- 1 認可します。
- 2 認可しません。

理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。